

# 身体拘束等の適正化のための指針

## 1. 基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。社会福祉法人茂原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重したサービスの提供を行いますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施しません。

### （1）身体拘束禁止の規定（障害福祉サービス・介護サービス）

本会ではサービスの提供にあたって、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

### （2）緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要件を全て満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性・・・利用者又は他の利用者などの生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## 2. 身体拘束等の廃止に向けての基本方針

### （1）身体拘束の原則禁止

本会は、原則として身体拘束その他の行動制限（以下「身体拘束等」という。）を禁止します。

### （2）やむを得ず身体拘束等を行う場合

利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件全てを満たした場合のみ、利用者・家族等へ説明し同意を得て行います。

また、身体拘束等を行った場合は、早期に拘束を解除すべく努力します。

### (3) 身体拘束等をしないための取組み

身体拘束等を行わないため、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者一人ひとりの特性を理解した支援に努めます。
- ②身体拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除く対策を実施します。
- ③責任ある立場の職員が率先して組織全体の資質向上に努めます。

### (4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に本会の方針を説明します。

## 3. 身体拘束等の適正化のための体制

### (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会の設置

#### ①虐待防止委員会の設置・運営

虐待防止委員会を設置し、身体拘束等の適正化に向けた取組みなどについて、定期的に話し合いを行います。【年1回以上】

【委員構成】委員は15名以内で組織し、虐待防止責任者、虐待防止マネージャー、虐待防止担当者と構成

【協議事項】・身体拘束等の取組みに関すること

- ・身体拘束等の実施報告、予防策の検討
- ・職員の意識啓発、周知の徹底
- ・研修計画の作成

#### ②身体拘束等検討委員会の開催

身体拘束等検討委員会を定期的又は随時に開催し、身体拘束等について話し合いを行います。

【委員構成】委員は、管理者、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、サービス提供責任者、介護支援専門員、訪問介護員、事務職員などで構成

【協議事項】・身体拘束要件の再確認

- ・身体拘束等の実施及び解除
- ・身体拘束解消への取組み、予防策の検討
- ・情報の共有化（利用者の特性、研修内容など）

### (2) 記録及び周知

身体拘束等検討委員会での協議内容は、議事録を作成し保管するほか、その結果について職員に周知徹底します。

#### 4. 身体拘束等の適正化のための研修

障害福祉サービス及び介護サービスに従事する職員については、新規採用時のほか、定期的に身体拘束等の適正化のための研修を実施し、その内容については記録（実施日、実施場所、研修内容、参加者）を保管します。

#### 5. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

##### （1）身体拘束等検討委員会での検討・確認

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等検討委員会において、3要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たしているかどうか検討・確認を行い、その結果を虐待防止委員会委員長に報告し了承を得るものとします。

身体拘束等を行うことを選択した場合は、限定した範囲での身体拘束等の実施としますが、拘束等の実施後も定期的に再検討し、解除に向けて取り組みます。

##### （2）利用者・家族等への説明

緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者・家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・身体拘束等が必要な理由
- ・身体拘束等の方法（場所、行為、部位、内容）
- ・身体拘束等の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・身体拘束等の開始及び解除の予定

##### （3）記録と再検討

身体拘束等の実施状況や経過を記録し、身体拘束等の早期解除に向けて、身体拘束等検討委員会で再検討を行います。

#### 6. 本指針の閲覧

本指針は、全ての利用者や職員が閲覧できるように施設内に掲示するほか、いつでも閲覧できるよう本会ホームページに掲載します。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。